

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例（平成25年亀岡市条例第26号）  
の内容

平成25年6月22日施行

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行により、議会の議員の調査研究に資するための経費として交付されていた政務調査費は、名称を政務活動費に、その交付目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費に改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

（改正内容）

- （1）「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
- （2）政務活動費の交付目的に「その他の活動」を加える。
- （3）亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例を遵守し、適正に政務活動費を執行しなければならない規定を設ける。